

### 【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q：岐阜県の低入札調査基準価格の算出方法について説明して欲しい。

A：これは、全国的にも多くの採用されている中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルにより算出している。基本的な算出式としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の額に5分の1を乗じて得た額の3つの合計額に、消費税分を加算して得た額としている。

この低入札調査基準価格以下の入札額となった場合において、適正な履行の可否について調査を実施している。

Q：工種による低入札価格調査の発生率や落札率ごとの件数及び割合などの分析を行ってはどうか？

A：分かりました。今後検討します。

Q：入札参加資格停止等の運用の中で、施工場所に居眠り運転の自動車が突っ込んできたという施工者が被害者の状況であるにもかかわらず、なぜ資格停止になったのか？

A：施工時の安全管理措置が不適切であったため、結果として作業員3名が死傷し書類送検になった。適切な安全管理措置を行っていれば、死傷者も無かったかもしれない。

### 【抽出事案に関する質疑応答】

#### 1 食と健康の家建設工事（下呂市萩原町四美地内）

Q：この案件は、低入札調査基準価格を下回った同額の最低入札者2者について、調査を行っている。業者の経営内容など10項目を調査しているが、この10項目の全てを満足しないと契約しないことになるのか？

A：基本的にはこの10項目を満たさないと契約しないとの判断になると思う。

Q：今回の場合は、調査の結果、2者ともに経営内容等に問題がないという判断を踏まえて、電子くじを行っているが、調査結果のみで、どちらかの業者と契約をするとの判断はしないのか？

A：価格競争であるため、経営内容等で契約者を決めるということはない。

#### 2 公共緊急地方道整備工事（下呂市萩原町西上田地内）

Q：法面工事という特殊性をとらえて、一般的な土木一式工事などの指名選定の場合と異なる部分はあるか？

A：当該工事は、高所での作業を伴う法面工事であり、一般的な土木業者では作業員及び機械等が対応できないため、特に施工実績等を考慮して業者選定を行った。

#### 3 県単橋梁修繕工事（中津川市駒場地内）

Q：特殊な橋梁修繕工事ということで、県外の業者も選定しているが、さらに詳しく選定方法を説明して欲しい。

A：まず県内に本店のある業者を、次に県内に支店・営業所のある業者を、そして県内で過去にこの種の工事に対して施工実績のある業者の順で選定した。

Q：12名を指名選定し、結果的に1名が辞退して11名で入札を行っているが、辞退者分の追加選定はしないのか？また、どの程度辞退者がいたら、入札を中止するなどの措置となるのか？

A：辞退者分の追加指名をすることはない。なお、入札執行通知には、「入札者が1人だけの場合は入札を中止することがある。」としていることから、辞退者が続出して入札者が1者のみとなつた場合は、入札を中止するという前提がある。

#### **4 県営中山間地域農村活性化総合整備事業工事（中津川市馬籠地内）**

Q：この工事は、落札率が79.98%と低い傾向にあるが、十分な施工が確保できるか、また見積り内訳書等を確認した結果はどうであったか？

A：今回は低入札価格対象工事ではないため、調査は行っていないが、確かに落札率が低い傾向であることから、現場での監督体制及び業者への指導等は十分に行うようにしている。

#### **5 経営体育成基盤整備事業工事（美濃加茂市山之上町地内）**

Q：20者を指名選定し、そのうち辞退者が6者おり、結果的に14者しか応札していないが、問題とはならないのか？

A：この工事は施工条件等の制約が多いことから、見積額が予定価格を越えた結果として、落札率が高く、かつ辞退者が多くなったのではないかと推測される。

Q：今回の工事は、辞退者が多く、問題があると思われるが、指名選定者数の基準及び業者選定方法を見直す必要はないか？

A：確かに岐阜県では最大で20者を指名選定しているが、この指名者数は全国的にも一番多い傾向にあることから、今後の辞退者の状況等を踏まえて、指名選定のあり方についても検討していきたい。

#### **6 県単河川維持修繕工事・災害フォローアップ事業工事（揖斐郡池田町八幡地内 他）**

Q：落札率が約74%と低い傾向にあるが、何か原因は考えられるか？

A：この業者は手持ち工事が無いなど、どうしても受注したいとの意図が働いたため、低い入札額になったと推測される。

#### **7 岐阜工業高実習3号館耐震補強工事（羽島郡笠松町常盤町地内）**

Q：低入札価格調査において、岐阜県公共事業執行支援システムでの照会結果は『正常』となっているが、どんな結果に基づいての判断となっているのか？

A：主に、建設業許可の状況等、また監督処分及び入札参加の資格停止状況等の結果に基づいての判断となっている。

Q：低入札工事の多くが、小規模な工事と思われるが？

A：確かに小規模工事の多くが、低入札の傾向があり、施工品質の確保が今後懸念される。